

坂井市職員対応要領における 合理的配慮の具体例

合理的配慮は、場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものですが、大きく以下の3つの類型があげられます。

- ① 段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの
物理的環境への配慮
- ② 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション手段を使うなどの
意思疎通への配慮
- ③ 障害の特性に応じた休憩時間の調整などの**ルール・慣行の柔軟な変更**

「坂井市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」では類型別に合理的配慮の具体例を記載しています。

合理的配慮の提供例（場面や障害別）

※具体例は、過重な負担が存在しないことを前提。また、実際の合理的配慮は、この例に限られない。

■ 公共施設 ■

- ・車いすでも入りやすい入口から入場してもらい、目的の場所に案内する。
(肢体不自由)
- ・市の施設の敷地内の駐車場等において、障がい者の来庁が多数見込まれる場合は、通常は障がい者専用とされていない区画を障がい者専用の区画に変更する。(各障害共通)
- ・利用料金や案内表記等わかりやすい表記にする(各障害共通)

■ 窓口一般 ■

- ・困っていると思われるときは、職員から声をかけて、支援の必要、内容を確認して対応する。(各障害共通)
- ・複数の窓口で手続きを行う場合、他の窓口に同行したり案内する。
(肢体不自由、視覚障害)
- ・読み上げ、筆談、手話などのコミュニケーション手段を用いる。
(視覚障害、聴覚障害)
- ・順番を待つことが苦手な障がい者に対し、周囲の理解を得た上で手続きの順を入れ替える。(知的障害等)
- ・申請書等の記入が困難な場合、ゆっくり読み上げたり、本人の意思を確認をしながら可能な限り代筆を行う。(肢体不自由、視覚障害、知的障害)

■ イベント・講演会等 ■

- ・市が主催するイベントや講演会等を実施する際には、障がい者が参加しやすい環境に配慮する。(各障害共通)
- ・申込みや問合せには、電話以外にFAXやメールでも受け付ける。(聴覚障害)